

○あきる野市指定介護予防支援事業者に対する指導監査に関する基準

令和4年5月25日適用

あきる野市介護サービス事業者等指導監査実施要領第6条の4に基づく文書指摘及びその他の指導を行う際の基準は、以下のとおりとする。

評価区分	指導形態	内容
C	文書指摘	関係法令等に違反する場合は、原則として「文書指摘」とする。 ただし、違反の内容が軽微である場合や改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合は「口頭指摘」とする。
B	口頭指摘	関係法令以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は「文書指摘」とする。
A	助言指導	関係法令等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

【凡例】次の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No	法令・通知名	略称
1	介護保険法(平成9年12月17日第123号)	法
2	介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)	施行規則
3	あきる野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年3月26日条例第1号)	市条例
4	あきる野市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則(平成30年11月19日規則第20号)	市指定規則
5	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第37号)	省令第37号
6	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について(平成18年3月31日老振発第0331003号)	平18老振0331003
7	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)	平18厚労告127
8	指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第129号)	平18厚労告129
9	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号)	平18老計0317001

目次

第1 基本方針		17 設備及び備品等	・・・ P7
1 基本方針	・・・ P1	18 従業者の健康管理	・・・ P8
2 指定介護予防支援事業者の資格要件	・・・ P2	19 感染症の予防及びまん延の防止のための措置	・・・ P8
第2 人員に関する基準		20 掲示	・・・ P8
1 従業者の員数	・・・ P2	21 秘密保持	・・・ P8
2 管理者	・・・ P2	22 広告	・・・ P9
第3 運営に関する基準		23 介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等	・・・ P9
1 内容及び手続の説明及び同意	・・・ P2	24 苦情処理	・・・ P9
2 提供拒否の禁止	・・・ P4	25 事故発生時の対応	・・・ P10
3 サービス提供困難時の対応	・・・ P4	26 虐待の防止	・・・ P11
4 受給資格等の確認	・・・ P4	27 会計の区分	・・・ P11
5 要支援認定の申請に係る援助	・・・ P4	28 記録の整備	・・・ P11
6 身分を証する書類の携行	・・・ P5	第4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
7 利用料等の受領	・・・ P5	1 指定介護予防支援の基本取扱方針	・・・ P12
8 保険給付の請求のための証明書の交付	・・・ P5	2 指定介護予防支援の具体的取扱方針	・・・ P12
9 指定介護予防支援の業務の委託	・・・ P5	3 介護予防支援の提供に当たっての留意点	・・・ P18
10 法定代理受領サービスに係る報告	・・・ P5	第5 電磁的記録等・変更の届出等	
11 利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	・・・ P6	1 電磁的記録等	・・・ P18
12 利用者に関する市への通知	・・・ P6	2 変更の届出等	・・・ P19
13 管理者の責務	・・・ P6	第6 介護給付費の算定及び取扱い	
14 運営規程	・・・ P6	1 基本的事項	・・・ P19
15 勤務体制の確保	・・・ P7	2 初回加算	・・・ P19
16 業務継続計画の策定等	・・・ P7	3 委託連携加算	・・・ P19